

2024（令和6）年度第7回（通算71回）理事会（臨時）議事録
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2025年3月1日（土） 10時00分～12時30分

2. 場 所：Zoom によるオンライン形式での開催

3. 出席理事：（代表理事）濱本正太郎、（理事）青木節子、阿部達也、新井京、石田淳、北澤安紀、下谷内奈緒、玉田大、寺谷広司、西平等、西村弓、長谷部潤、萬歳寛之、水島朋則、森肇志、森田章夫、山田哲也

以上 17 名

出席監事：都留康子、真山全、以上 2 名

陪席：坂巻静佳（幹事）、竹内真理（幹事）、種村佑介（事務補佐）、平野実晴（事務補佐）、以上 4 名

4. 議事の内容

1) 報告事項

- 1 外国国際学会との交流に関する件
- 2 その他

2) 議決事項

議決事項

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 第 1 号議案 | 2024 年度第 5 回（通算第 38 回）評議員会（臨時）招集に関する件 |
| 第 2 号議案 | 研究大会の実施に関する件 |
| 第 3 号議案 | 2025 年度（第 128 次）研究大会に関する件 |
| 第 4 号議案 | 研究大会公募規程等の整備に関する件 |
| 第 5 号議案 | 国際法外交雑誌第 123 巻・第 124 巻の編集状況に関する件 |
| 第 6 号議案 | 入会手続のオンライン化に関する件 |
| 第 7 号議案 | 意向投票のオンライン化に関する件 |
| 第 8 号議案 | 傍聴料およびその支払方法に関する件 |
| 第 9 号議案 | 「東京国際法セミナー」に関する件 |
| 第 10 号議案 | 第 7 回市民講座の開催に関する件 |
| 第 11 号議案 | 2025 年度事業計画に関する件 |
| 第 12 号議案 | 2025 年度予算に関する件 |
| 第 13 号議案 | 新入会員の承認に関する件 |
| 第 14 号議案 | その他 |

- (1) 主たる事務所の移転登記申請に関する件

5. 議事要旨

開催に先立ち、定款 41 条 1 項および 2 項にもとづき、議決に加わることのできない議長を除く 16 名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事 18 名の過半数（10 名以上）が出席していることが確認された。続けて、前回 2024（令和 6）年度第 6 回理事会（臨時）の議事録の確認が行われた。

1) 報告事項

1 外国国際学会との交流に関する件

西国際交流委員長より、①日韓交流、②4 学会交流、③グローバルネットワークについて、現状に関する報告がなされた。国際交流委員会としては、日本の学会員が外国の学会で正規の報告を行う機会を増やすことを最優先に、今後の交流事業を進めていくという方針が示された。

2 その他

濱本代表理事より、学会 HP の全面的な見直しに向けて、2 つの会社に見積もりをとったところ、1 社からは約 370 万円、もう 1 社からは 400 万円以上という金額が示されたことが報告された。通常の予算とは別に対応する必要があるため、この件については濱本代表理事、横溝ホームページ委員会委員長、北澤会計部長、および事務局で相談の上で、改めて理事会に提案したいとの説明がなされた。

2) 議決事項

第 1 号議案 2024 年度第 5 回（通算第 38 回）評議員会（臨時）招集に関する件

濱本代表理事より、定款 19 条 3 項および 20 条 1 項に基づき、新たな評議員選任のため、臨時の評議員会を電磁式で招集することが提案された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16 名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

評議員会の招集を原案の通り承認する。

第 2 号議案 研究大会の実施に関する件

萬歳事務局長より、2025 年度・2026 年度の学生会員の参加登録料を 2000 円に増額する旨の提案がなされた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16 名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2025 年度・2026 年度の学生会員の参加登録料を 2000 円に増額することを承認する。

第 3 号議案 2025 年度（第 128 年次）研究大会に関する件

森研究企画委員長より、2025 年度研究大会の企画の準備状況についての説明がなされた（①依頼企画は確定、②個別公募企画は 3 件採択 1 件再審査、追加募集実施、③パネル公募企画は 3 件採択、追加募集なし）。

続いて、阿部研究大会運営委員長から、準備状況と基本方針について、①会場使用計画案、②会場レイアウト案に基づき説明がなされた。加えて、総会との関連で、萬歳事務局長から、総会の際の配布資料については、紙ではなく HP 上での公表で対応する旨の提案がなされた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16 名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2025 年度研究大会について、研究企画委員会および研究大会運営委員会の原案を承認する。また、総会の際の配布資料については HP 上での公表で対応することを承認する。

第 4 号議案 研究大会公募規程等の整備に関する件

森研究企画委員長より、①公募規程、②審査規程、および③レフェリー制運用細則の各改正案について、資料に基づき説明がなされた。また、運用に関する運用細則案 2 条二に定めるレフェリー選任基準の運用のあり方について、「応募された報告内容の専門分野を考慮する」という基準の「専門分野性」を柔軟に解することで、広い範囲の会員からレフェリーを選任することもできるとの方針が示された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16 名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

研究大会報告の公募規程、審査規程、およびレフェリー制運用細則について、原案の通り承認する。

第 5 号議案 国際法外交雑誌第 123 巻・第 124 巻の編集状況に関する件

水島雑誌編集委員長より、資料に基づき、第 123 巻・第 124 巻の編集状況と今後の編集方針が示された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16 名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

国際法外交雑誌第 123 巻・124 巻の編集方針を原案通り承認する。

第 6 号議案 入会手続のオンライン化に関する件

萬歳事務局長より、資料に基づき、学会への入会手続を簡素化するために、入会手続をオンライン化することが提案された。

出席理事からは、入会手続の変更があり、オンライン化されることの告知を徹底しておく必要があるとの指摘がなされ、萬歳事務局長からは、ホームページ委員会や会員委員会とも連携して、オンライン化の周知を図るとの回答がなされた。また、提案内容では、学会支援機構から推薦者に対してメールで推薦意思の確認を行うことになっているが、学会支援機構が把握しているメールアドレスで推薦者との意思疎通ができるか不安な部分もある、その点に関する対策として申請フォームにメールアドレスを記入する欄を設けるなどの工夫で対応できるのではないかと意見も寄せられた。萬歳事務局長と本件担当の坂巻事務局幹事から、いずれも実務的に重要な指摘であるので、対策の必要を十分に認識したうえで、学会支援機構と相談しながら、導入・運用を図っていくとの方針が示された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16 名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

入会手続のオンライン化について原案通り承認する。

第 7 号議案 意向投票のオンライン化に関する件

研究大会のハイブリッド化に伴い、研究大会時に実施されていた理事・評議員の選任に関する意見聴取をオンライン化する必要が出てきた。この点につき、萬歳事務局長より、資料に基づき、理事・評議員の選任に関わる会員の意見聴取をインターネットで実施することに伴う、理事・評議員の選任に関する規程の改正についての提案がなされた。

まず、理事の選任に関する改正の主たる変更点は、以下の通りである。

- ① 意見聴取を行う期間を、「研究大会の開催期間を含む期間で、理事会の定める期間」とすること（具体的には研究大会の開催期間の前後 2 カ月を目安とする）。
- ② 選任資格を、「改選の年度の前年度の【案 1】4 月 1 日／【案 2】7 月 1 日において会員資格のある全会員」とすること。なお、【案 1】は理事になる資格との平仄が合うという利点がある一方で、大学院進学により新たに会員になった者を除外してしまうことから、事務局としては【案 2】を提案したいとの説明があった。
- ③ 被選任資格について、これまで慣行として確立していた「学生会員と名誉会員を除く」ことを規程中に明記すること。

次に、評議員の選任に関する改正の主たる変更点について、①意見聴取を行う期間、②選任資格は、いずれも上記の理事の選任に関する改正と同様の趣旨・内容である。③被選任資格については、理事の選任に関する改正と同様に「学生会員と名誉会員」の除外を明記することに加えて、年齢の下限（満 30 歳未満）の除外も明記する。

以上について、本件担当の坂巻事務局幹事より、選任資格の基準となる期日を 7 月 1 日とした場合の技術的な問題点について、以下の通り補足説明がなされた。学会支援機構によれば、選任者・被選任者資格の確定から意向投票のサイト運用開始までに 3 週間程度を要する。したがって研究大会の実施が 8 月中旬よりも前になると、サイトの運用開始から研究大会までの期間が短くなってしまい、7 月 1 日という基準日自体を動かす必要が生じうるとの指摘がなされた。

以上の説明を受けて、出席理事から、被選任資格から学生会員を除外することや下限の年齢制限を明記することについて、会員の対等性を原則とする学会において正当な理由を示すことができるかという指摘がなされた。これに対しては、キャリア初期の会員に行政的負担をかけないための配慮である、また、学生会員になるか否かは本人の選択次第なので特段の問題を生じないのではないかとの指摘もなされた。また、7 月 1 日を基準日にすると、研究大会の開催日が 8 月中旬よりも前になった場合等に、規程自体を変更しなければならない可能性が生じるところ、評議員の選任に関する規程の変更は手続としてかなり重いことから、基準日については規程を変更しなくてもよい書きぶり（例えば、「意見聴取の 30 日前の時点で」）にするべきではないかとの意見が出された。

以上の意見に対して、事務局からは、7 月 1 日を基準日にすることは、5 月の理事会での新入会の承認を反映する趣旨に沿ったものであることの補足説明があった。また、瀨本代表理事からは、現状において 8 月中旬以前に研究大会を実施する予定はないため、そのような可能性が出てきたときに規程の改正を行うことで対応すればよいのではないかとの見解

が示された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16 名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

意向投票のオンライン化について原案の通り承認する。なお、投票資格については、理事の選任に関する規程 3 条 2 項及び、評議員の選任に関する規程 2 条 2 項のいずれも「改選の年度の前年度の 7 月 1 日の会員資格」の方を基準とする案を採用する。

第 8 号議案 傍聴料およびその支払方法に関する件

萬歳事務局長より、資料に基づき、現状で傍聴料の支払いを銀行振込に限定していることが海外在住者の傍聴の障壁となっていることに鑑みて、研究大会の傍聴料の支払方法として、銀行振込に加え、クレジットカード支払いを認めることが提案された。また、2025 年度研究大会より、一般会員・維持会員・名誉会員の参加登録料が前年度額の 2 倍とされることとの平仄を合わせる形で、傍聴料についても大学生以外については 1 日当たり 4000 円、大学生以外については 1 日当たり 2000 円とすることが提案された。

以上の説明を受けて、出席理事から、傍聴料のクレジットカードの支払いを認める対象は海外在住者に限定されるのかという質問が出され、これに対して国内・海外在住者の双方に認める趣旨である旨の回答がなされた。また、年会費については海外在住者にのみクレジットカード支払いを認めていることとの関係について質問が出され、これに対して、今回の提案はあくまで研究大会の登録料について銀行振込とクレジットカード支払いの双方を認めていることと、傍聴料の支払い方法との平仄を合わせる趣旨に出たものであり、年会費の支払いとは別であるとの回答がなされた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16 名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

傍聴料およびその支払方法について原案の通り承認する。

第 9 号議案 「東京国際法セミナー」に関する件

長谷部理事より、資料に基づき、第 3 回の「東京国際法セミナー」の開催内容に関する説明(日程: 8 月 4~8 日、参加者の範囲、実施体制)がなされた。また、山田アウトリーチ委員長より、今年度から日本の参加者についてオンライン参加が認められることになったことを踏まえ、周知の範囲について検討したいとの意向が示された。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16 名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

原案の通り、「東京国際法セミナー」を国際法学会として共催する。国際法学会は、同セミナー開催に際して協賛金の受取・執行を行うものとする。

第 10 号議案 第 7 回市民講座の開催に関する件

山田アウトリーチ委員長より、資料に基づき、第 7 回市民講座の開催についての説明がなされた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

第 7 回市民講座の開催について原案の通り承認する。

第 11 号議案 2025 年度事業計画に関する件

萬歳事務局長より、資料に基づき、2025 年度の事業計画案の説明がなされた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2025 年度事業計画について原案の通り承認する。

第 12 号議案 2025 年度予算に関する件

北澤会計部長より、資料に基づき、2025 年度予算案の説明がなされた。また、昨年の予算から変化のあった項目については、関係委員会から補足説明がなされた。

なお、2024 年 5 月の理事会で国際法外交雑誌の委託販売部数の削減（530 部→470 部）が承認されていたところ、有斐閣にはその決定が伝わっておらず、また 2025 年度の予算案にも委託販売部数が 530 部のままで計上されていることが確認された。この度、有斐閣の側から委託販売部数の削減（530 部→430～450 部程度）について提案があったことを受けて、改めて削減について検討し、必要があれば補正予算で対応するという方針が確認された。

また、濱本代表理事より、中長期的の会員数の減少を想定して今後どのような対応が可能かについて今期のうちに一定程度の見通しを示したいとの意向が示された。

定款 9 条 1 項ならびに 41 条 1 項および 2 項、ならびに会計規程 8 条に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2025 年度予算案を原案の通り承認する。

第 13 号議案 新入会員の承認に関する件

萬歳事務局長より、資料に基づき、6 件の入会申請（一般会員 5 件、学生会員 1 件）について説明がなされた。なお、外務省の馬場隆治前条約課長が特別会員から一般会員へと変更になっているが、新任の山崎修条約課長が特別会員になるため、特別会員の数には変更のないことが併せて説明された。

定款 41 条 1 項および会員規程 4 条 1 項に基づき、代表理事を含むすべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

あ【議決事項】

会員の異動(新入会員)

入会申請者=6名(一般会員:5名、学生会員:1名)

退会希望会員=6名(2024年度末退会希望:6名)

会費未納による除籍者=4名

入会申請者・種別変更 理事会承認後会員数

853名(一般会員 749名、学生 52名、名誉 45名、特別 4名、終身 1名、維持会員 3名)

第 14 号議案 その他

(1) 主たる事務所の移転に関する件

萬歳事務局長より、主たる事務所の住所が変わることから、移転登記申請の提案がなされた。併せて、移転日は 2025 年 4 月 1 日とすることについての了解が求められた。

定款 37 条 1 項 4 号ならびに 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(16名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

主たる事務所の移転について、下記原案の通り承認する。

(旧住所)東京都文京区大塚五丁目3番13号ユニゾ小石川アーバンビル4F

(新住所)東京都文京区大塚五丁目3番13号3F

移転日は、2025年4月1日とする。

以上